1:2,500

江南市都市計画基本図 No. 16

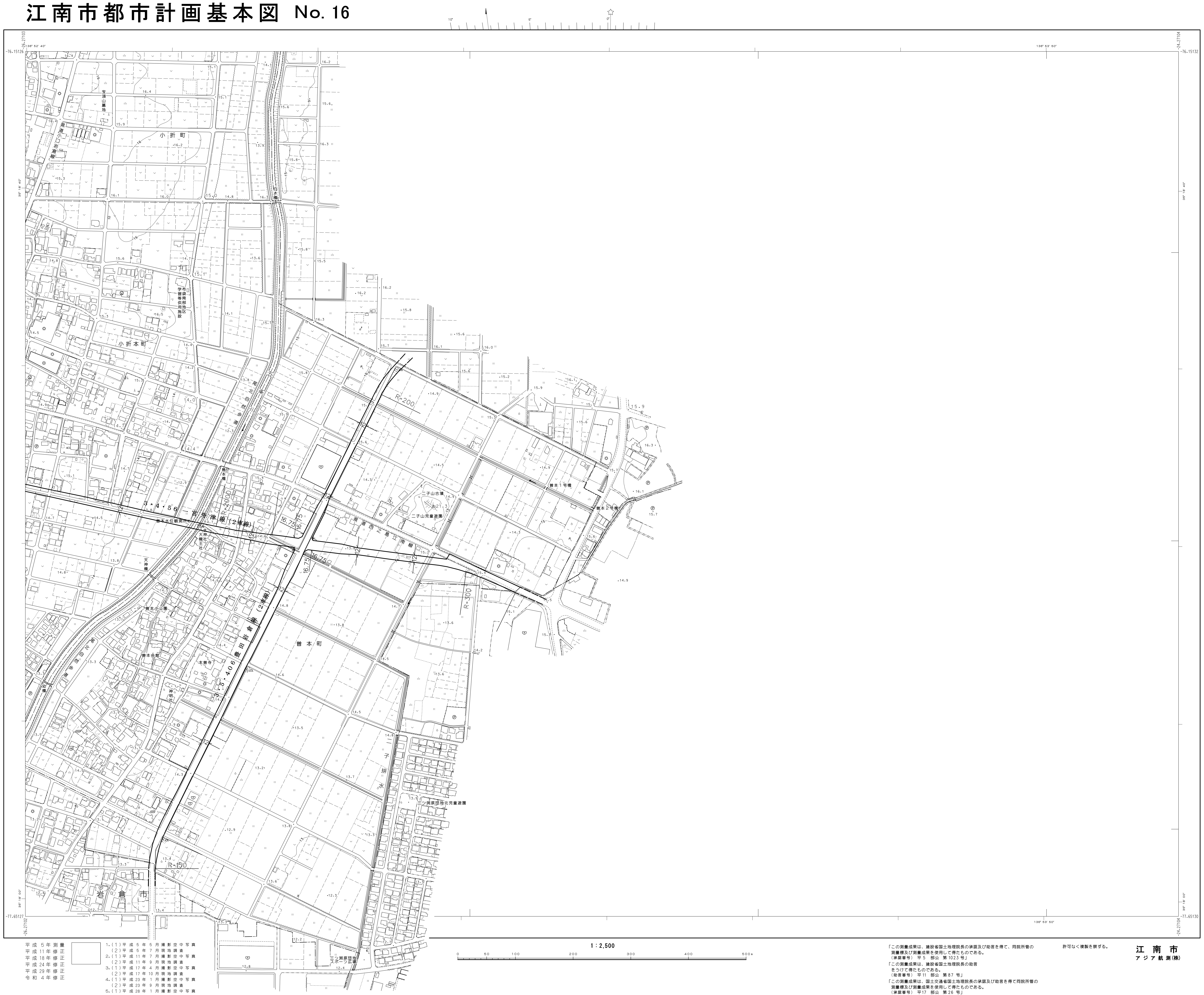

小折町
小折本町
曽本町
岩倉市
R-200
R-300
R-150
曽本1号橋
曽本2号橋
二子山古墳
16.75
-76.15126
-76.15132
-77.65127
-77.65130
-26.27102
-24.27104
35° 18′ 40″
35° 18′ 00″
136° 53′ 50″

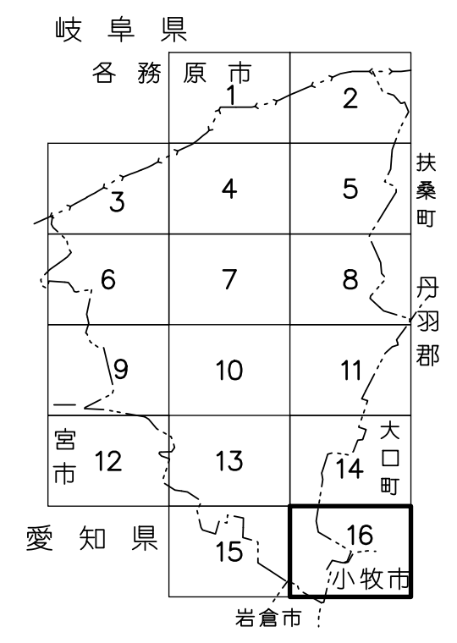

岐阜県
各務原市
扶桑町
丹羽郡
一宮市
大口町
愛知県
小牧市
岩倉市
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

記　号

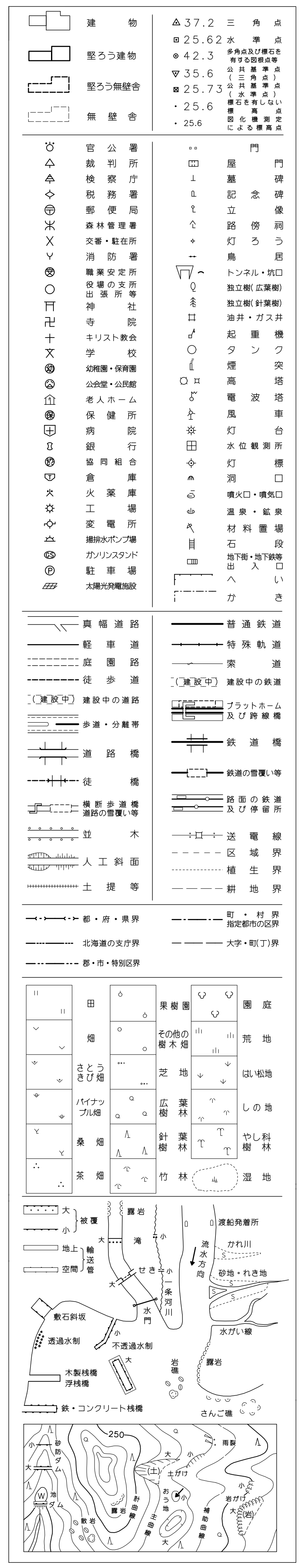

建物
堅ろう建物
堅ろう無壁舎
無壁舎
37.2 三角点
25.62 水準点
42.3 多角点及び標石を有する図根点等
35.6 公共基準点（三角点）
25.73 公共基準点（水準点）
25.6 標石を有しない標高点
25.6 図化機測定による標高点
官公署
裁判所
検察庁
税務署
郵便局
森林管理署
交番・駐在所
消防署
職業安定所
役場の支所出張所等
神社
寺院
キリスト教会
学校
幼稚園・保育園
公会堂・公民館
老人ホーム
保健所
病院
銀行
協同組合
倉庫
火薬庫
工場
変電所
揚排水ポンプ場
ガソリンスタンド
駐車場
太陽光発電施設
門
屋門
墓碑
記念碑
立像
路傍祠
灯ろう
鳥居
トンネル・坑口
独立樹（広葉樹）
独立樹（針葉樹）
油井・ガス井
起重機
タンク
煙突
高塔
電波塔
風車
灯台
水位観測所
灯標
洞口
噴火口・噴気口
温泉・鉱泉
材料置場
石段
地下街・地下鉄等出入口
へい
かき
真幅道路
軽車道
庭園路
徒歩道
建設中の道路
歩道・分離帯
道路橋
徒橋
横断歩道橋 道路の雪覆い等
並木
人工斜面
土提等
普通鉄道
特殊軌道
索道
建設中の鉄道
プラットホーム及び跨線橋
鉄道橋
鉄道の雪覆い等
路面の鉄道及び停留所
送電線
区域界
植生界
耕地界
都・府・県界
北海道の支庁界
郡・市・特別区界
町・村界 指定都市の区界
大字・町(丁)界
田
畑
さとうきび畑
パイナップル畑
桑畑
茶畑
果樹園
その他の樹木畑
芝地
広葉樹林
針葉樹林
竹林
園庭
荒地
はい松地
しの地
やし科樹林
湿地
大 小 被覆
地上 空間 輸送管
露岩
滝
せき
一条河川
水門
敷石斜坂
透過水制
不透過水制
木製桟橋 浮桟橋
鉄・コンクリート桟橋
岩礁
露岩
さんご礁
渡船発着所
流水方向
かれ川
砂地・れき地
水がい線
250
砂防ダム
池
ダム
散岩
露岩
計曲線
主曲線
補助曲線
土がけ
おう地
雨裂
岩がけ
大
小

座標系は平成14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 Ⅶ 座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は 0.5 キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は 2 メートル
「平面直角座標値は、世界測地系に対応」

No. 16

凡　例

区域界表示		道路、河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合
	字○○○ 字○○○	字界、町界等の行政界を境界とする場合
		その他の場合
	用途地域番号	100 容積率（%） 1−10 建築物の高さの限度（m） 60 建ぺい率（%）

用途地域表示	番号	用途地域名
	1	第１種低層住居専用地域
	2	第２種低層住居専用地域
	3	第１種中高層住居専用地域
	4	第２種中高層住居専用地域
	5	第１種住居地域
	6	第２種住居地域
	7	準住居地域
	8	田園住居地域
	9	近隣商業地域
	10	商業地域
	11	準工業地域
	12	工業地域
	13	工業専用地域

※第１種低層住居専用地域は高さ制限１０m

平成 5年測量
平成 11年修正
平成 18年修正
平成 24年修正
平成 29年修正
令和 4年修正

1.（1）平成 5 年 5 月撮影空中写真
（2）平成 5 年 7 月現地調査
2.（1）平成 11 年 7 月撮影空中写真
（2）平成 11 年 9 月現地調査
3.（1）平成 17 年 4 月撮影空中写真
（2）平成 17 年 10 月現地調査
4.（1）平成 23 年 1 月撮影空中写真
（2）平成 23 年 9 月現地調査
5.（1）平成 28 年 1 月撮影空中写真
（2）平成 28 年 8 月現地調査
6.（1）令和 3 年 1 月撮影空中写真
（2）令和 3 年 7 月現地調査

1：2,500

0
50
100
200
300
400
500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号） 平 5 部公 第 1023 号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号） 平 11 部公 第 87 号」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号） 平17 部公 第 26 号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号） 平23 部公 第215 号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号） 平28 部公 第 48 号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号） 令 3 部公 第 70 号」

許可なく複製を禁ずる。

江　南　市
アジア航測(株)